

平成 30 年 5 月 24 日

各 位

会社名 シチズン時計株式会社  
代表者名 代表取締役社長 戸倉 敏夫  
(コード番号 7762 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役 広報 I R 室担当 古川 敏之  
(TEL. 042-468-4934)

## 役員向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 24 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下「取締役」といいます。）を対象として、新しい株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

これにより、当社は、本制度の導入に関する議案について、平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 133 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議いたします。

### 記

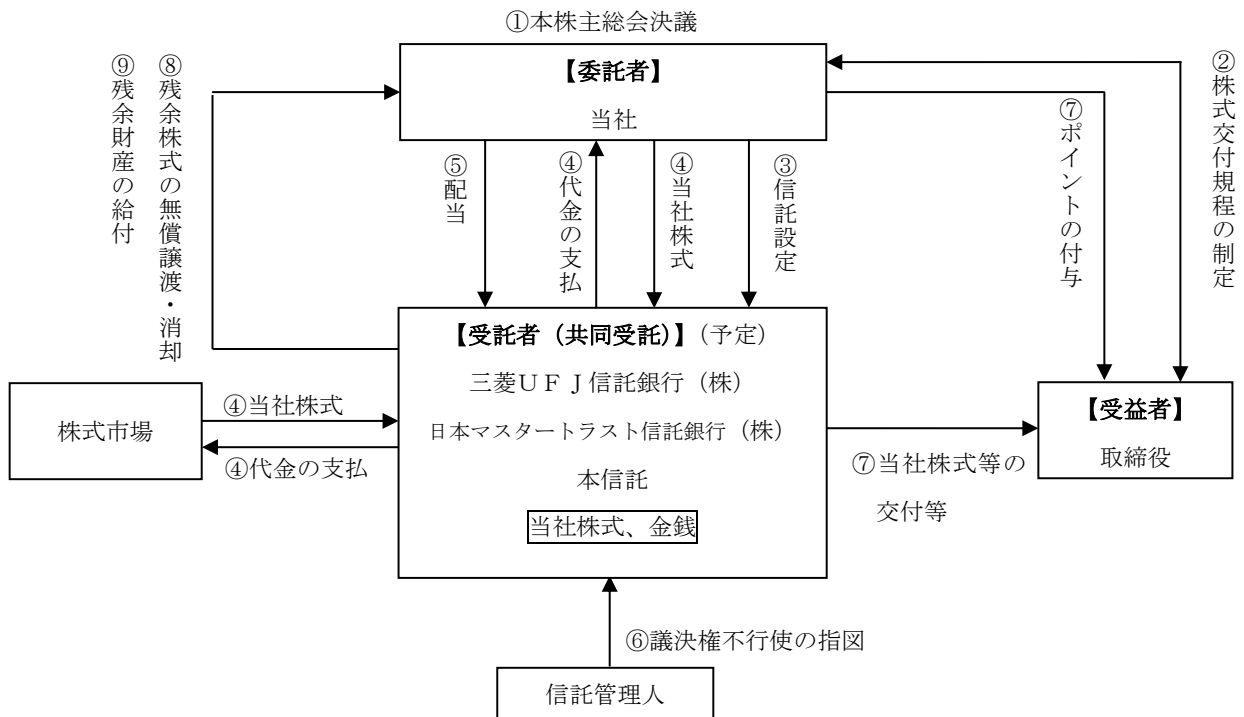
#### 1. 本制度の導入について

- (1) 当社は、取締役を対象として、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入いたします<sup>(※1)</sup>。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。B I P 信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度と同様に、役位や会社業績指標等達成度に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を取締役に交付及び給付（以下「交付等」といいます。）するものです。
- (4) 当社は、本制度の実施のため設定した B I P 信託（以下「本信託」といいます。）の信託期間が満了した場合、新たな本信託を設定し、または信託期間の満了した既存の本信託の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております。

※1 本制度の導入により、当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成されることとなります。

※2 本制度の導入は、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬委員会の勧告に基づいております。

## 2. 本制度の概要



- ① 当社は、本制度の導入に関して、本株主総会において承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で取締役に対する報酬の原資となる金銭を受託者に信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする本信託を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎年、役位に応じて定められたポイントが付与され、対象期間の満了後に中期経営計画に掲げる会社業績指標等の達成度に応じて当該ポイントの合計値の加減算を行います。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任後に累積したポイント数に応じて当社株式等について交付等を行います。
- ⑧ 会社業績指標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託が終了し、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役と利害関係のない団体に寄附を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足する取締役への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社の中期経営計画の期間に対応した 3 事業年度を対象として、役員及び会社業績指標等（連結営業利益やROA等）の達成度に応じて、当社の取締役役に役員報酬として、当社株式等の交付等を行う制度です（本制度の対象とする期間を以下「対象期間」といいます。）。ただし、当社は現在平成 26 年 3 月 31 日で終了する事業年度から平成 31 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 6 事業年度を対象とする中期経営計画のうち、平成 29 年 3 月 31 日で終了する事業年度から平成 31 年 3 月 31 日で終了する 3 事業年度を対象とする中期経営計画の後期 3 年間で推進中であることから、平成 30 年に設定する本制度においては、当該中期経営計画の期間に対応させるため、その残存期間である平成 31 年 3 月 31 日で終了する 1 事業年度を当初の対象期間とし、下記（4）②による本信託の継続を行った場合には、以降の各 3 事業年度を対象期間とします。

なお、当社の取締役が当社株式等の交付等を受ける時期は、原則として取締役の退任（死亡による退任を含みます。以下同じ。）後です。

### (2) 制度導入にかかる本株主総会決議

本株主総会において、本信託への拠出金額の上限及び取締役に対して付与するポイント（下記（5）に定めます。）の総数の上限その他必要な事項を決議します。

なお、下記（4）②による本信託の継続を行う場合は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行うことを取締役会の決議によって決定します。

### (3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役は、原則として退任後に、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、退任時の累積ポイント（下記（5）に定めます。以下同じ。）に相当する数の当社株式等について、本信託から交付等を受けます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 本制度開始日以降の対象期間中に当社の取締役であること（本制度開始日以降に新たに取締役になった者を含みます。）
- ② 国内居住者であること（※1）
- ③ 当社の取締役を退任していること（※2）（※3）
- ④ 下記（5）に定める累積ポイントが決定されていること
- ⑤ 取締役の職務に関し、当社と取締役との間の委任契約等に反する重大な違反があった者または当社の意思に反して自己都合により退任した者でないこと
- ⑥ その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※1 信託期間中に取締役が国内非居住者となる場合、その時点の累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役が受けるものとします。

※2 下記（4）③の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の対象者が取締役として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役の在任中に当社株式等の交付等が行われることとなります。

※3 信託期間中に取締役が死亡した場合、その時点の累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。

#### (4) 信託期間

##### ① 当初の信託期間

平成30年9月3日(予定)から平成31年8月末日(予定)までの約1年間とします。

##### ② 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、さらに3年間、信託期間を延長し、当社は延長された期間ごとに追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与(下記(5)に定めます。)を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に本信託内に残存する当社株式(取締役が付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が完了したものを除きます。)及び金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

##### ③ 本信託の終了の取扱い(追加拠出を伴わない信託期間の延長)

信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役に付与されるポイントの決定は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、当該取締役が退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、信託期間を延長させることがあります。

#### (5) 取締役に交付等が行われる当社株式等の数

信託期間中、毎年所定の時期に、役位に応じて定められたポイントが付与され、対象期間の満了後に中期経営計画に掲げる会社業績指標等の達成度に応じて、当該対象期間にかかるポイントの合計値の加減算を行います。取締役の退任後に、付与されたポイントの累積値(以下「累積ポイント」といいます。)に応じて当社株式等の交付等が行われます。

なお、1ポイントは当社株式1株とし、本信託内の当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイント当たりの交付等が行われる当社株式の数を調整します。

#### (6) 当社が本信託に拠出する信託金の上限及び取締役に對して付与するポイントの総数の上限

対象期間内に、当社が本信託に拠出する信託金の上限額及び取締役に對して付与するポイントの総数の上限は、本株主総会決議において承認されることを条件として、以下のとおりとします。

当社が本信託に拠出する信託金の上限額 100百万円<sup>(※1)(※2)</sup>

※1 信託金の上限額は、現在の取締役の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬及び信託費用を加算して算出しています。

※2 上記(4)②による本信託の継続を行う場合には、3事業年度を対象期間とし、本信託へ拠出する金額は300百万円<sup>(※1)</sup>を上限といたします。

1事業年度あたりに取締役に對して付与するポイントの総数の上限 150,000ポイント<sup>(※3)(※4)(※5)</sup>

※3 1事業年度あたりに取締役に對して付与するポイントの総数の上限は、上記の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定されています。

- ※4 対象期間の満了後に行う中期経営計画に掲げる会社業績指標等の達成度による加算が最大値となる場合を前提とした上限です。
- ※5 対象期間において、本信託が取得する株式数（以下「取得株式数」といいます。）は、かかる1事業年度あたりに取締役に対して付与するポイントの総数の上限に相当する株式数（150,000株）を上限とします。なお、上記（4）②による本信託の継続を行う場合は、対象期間における取得株式数は、かかる1事業年度あたりに取締役に対して付与するポイントの総数の上限に信託期間の年数である3を乗じた数に相当する株式数（450,000株）を上限とします。

（7） 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、当社（自己株式処分）または株式市場からの取得を予定しています。取得方法の詳細については、本株主総会決議後に改めて取締役会の決議によって決定し、開示いたします。

（8） 取締役に対する当社株式等の交付等の方法

受益者要件を満たす取締役は、累積ポイントの50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を本信託から受け、残りの累積ポイントに相当する株式数については本信託内で換価処分したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

信託期間中に取締役が死亡した場合、その時点の累積ポイントに相当する数の当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分したうえで、当該取締役の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。また、信託期間中に取締役が国内非居住者となる場合、その時点の累積ポイントに相当する数の当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分したうえで、当該取締役が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

（9） 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

（10） 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充てられます。

（11） 本信託の終了時の取扱い

会社業績指標の未達成等により、本信託の終了時（上記（4）③による信託期間の延長を行った場合は延長された信託期間の終了時を含みます。以下同じ。）に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会の決議によって消却することを予定しています。

また、本信託の終了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余のうち、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役と利害関係のない団体に寄附を行う予定です。

(ご参考) 信託契約の内容

- |          |  |
|----------|--|
| ①信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)                             |
| ②信託の目的   | 取締役に対するインセンティブの付与                                      |
| ③委託者     | 当社   |
| ④受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社 (予定)<br>(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (予定))  |
| ⑤受益者     | 取締役のうち受益者要件を満たす者                                       |
| ⑥信託管理人   | 専門実務家であって当社と利害関係のない第三者                                 |
| ⑦信託契約日   | 平成30年9月3日 (予定)   |
| ⑧信託の期間   | 平成30年9月3日 (予定) ~平成31年8月末日 (予定)                         |
| ⑨制度開始日   | 平成30年9月3日 (予定)   |
| ⑩議決権行使   | 行使しないものとします。   |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式   |
| ⑫信託金の上限額 | 100百万円 (予定) (信託報酬及び信託費用を含みます。)                         |
| ⑬株式の取得方法 | 株式市場からの取得または当社からの自己株式処分による取得                           |
| ⑭帰属権利者   | 当社   |
| ⑮残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- |         |   |
|---------|---|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。    |

以 上